

高分子研究奨励賞推薦の際の留意事項

1. 候補者の資格について

- (1) 申請時35歳未満(規程第3條)とは、「高分子」7月号会告の募集案内による受付開始時点とする。(「高分子」7月号の発行日 7月1日時点)
- (2) 候補者は Polymer Journal または 高分子論文集 に、論文が少なくとも1報以上掲載されているものが望ましい。

2. 推薦書の作成について

- (1) 共同研究に関しては、推薦書に本人の寄与がわかるように記入すること。

3. 報文・特許リストの作成について

- (1) 研究題目と関係あるものを最初に挙げる。
- (2) 記載順は新しいものからの降順とする。
- (3) 論文・総説・著書などは別けて記載する。
- (4) 著者名を必ず記載し、自分の名前に下線を付す。
- (5) 論文は、掲載されたものまたは掲載可となったもののみとし、投稿中のものは記載しない。

4. 提出する報文別刷・特許公報写しについて

- (1) 提出するものは研究題目と関係あるものに限る。
- (2) 提出された別刷またはコピーは原則として返却しない。

5. その他

- 選考委員会の判断で研究題目を変更することがある。